

クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日策定
令和2年9月18日改定
令和2年12月1日改定
令和3年10月21日改定
令和4年5月16日改定
令和4年10月7日改定
令和5年3月13日改定
クラシック音楽公演運営推進協議会

1 はじめに

新型コロナウイルスは発生から既に二年半を経た今も尚、デルタ株やオミクロン株等の新たな変異種の出現と、これらによる感染拡大の度に、その脅威は留まるところを知りません。クラシック音楽界では2020年2月より政府のイベント自粛要請に応える形で、公演の自粛を行うと共に、他の業種に先駆けてガイドラインの整備を図って参りました。その上でクラシック音楽公演における客席及び舞台上での飛沫感染のリスクを科学的に検証し、ガイドラインの改定に反映させる等の自主的な努力も継続してまいりました。

依然として厳しい状況が続いておりますが、今般の第5次の改定については、コロナと共に存し社会経済を回していくという政府の大きな政策転換を踏まえ、これまでの感染防止対策を見直したものです。

本ガイドラインは、上記のような国の方針を踏まえ、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、クラシック音楽公演活動のためのガイドラインとして実施すべき基本的事項を整理したものです。引き続き、一定の感染が続くことを踏まえ、適切な感染対策を図りつつ、クラシック音楽の持つ力が心豊かな社会の実現につながることを願い、その使命と社会的役割を認識する必要があります。クラシック音楽公演はそれを生業とする音楽家や関係者にとって、生きるための糧であり必要不可欠なものです。感染対策と文化芸術活動の両立をバランスよく継続してゆくことが我々公演主催者に求められています。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。

策定にあたっては、公演主催者として、クラシック音楽公演に特化した公演実施手順に則して実施すべき項目を検討するとともに、舞台上におけるクラシック音楽公演の公演形態等

も検討し、その特徴を反映したものを本ガイドラインに項目として加えました。

公演主催者は対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、以下の項目に示す「感染防止のための基本的な考え方」、「公演主催者が講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウィルスの感染予防に取り組むとともに、文化芸術の社会的役割を継続的に果たすことが求められています。

また公演主催者は、会場の所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行い、本ガイドラインが示す感染防止対策やリスク許容がどの程度実施できるかを踏まえた慎重な判断が求められます。その上で、公演主催者、施設管理者、出演者、スタッフ等との十分なコミュニケーションを踏まえ、公演開催の意義や必要性等を理解し、お客様に対して適切な環境の整備と上演内容の質が保たれるよう、知恵を出し合い、円滑に公演が遂行されるよう、すべての関係者に対する相互理解を踏まえ、安全な公演環境を創出することに全力を尽くさなければなりません。なお、公演実施にあたっては、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底するとともに、本ガイドラインに基づく取り組みを行う旨ウェブサイト等で公表するほか、イベント開催時のチェックリストをウェブサイト等で公表し、公演終了日から1年間保管することも求められていますので、ご留意ください。

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものといたします。本ガイドラインの策定、改訂にあたりましては、関係省庁及び専門家の確認を経ています。

3 感染防止のための基本的な考え方

公演主催者は、地域の感染状況を踏まえ、各都道府県の対応に基づいて開催の可否を検討してください。その上で、会場の規模や特性、公演の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設設置者、施設管理者、公演出演者、スタッフ等と協力して新型コロナウィルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講じてください。

クラシック音楽公演の特徴として、公演中は、お客様がステージの方向を向いて、言葉を発することなく、客席で静かに鑑賞するという、静謐なスタイルが特徴であり、会場となるコンサートホールは、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、機械的に換気されています。その反面、生身の人間による実演にこそクラシック音楽公演の真価があるため、歌唱や吹奏楽器の演奏といった、感染を拡散するリスクを必ずしも排除しきれない行動が演奏上又は表現上の理由により不可欠であることも挙げられます。

よって、出演者及びスタッフ等、公演活動に従事する者の重症化等を予防するため、必要回数のワクチン接種を業界として強く推奨すると共に、接種に向けた環境を整備する必要があります。ただし、個人の意思や接種出来ない方がいることへの配慮をお願いいたします。

以上を踏まえ、必要回数のワクチン接種の促進と共に継続的な感染防止対策を引き続き行なうことが求められます。公演自体はもとより、練習・稽古等の段階やリハーサル、公演前後の控室・楽屋等においても、公演関係者間で感染を拡散するリスクがあることから、総合的な感染対策を徹底して行う必要があることも十分に認識するとともに、これらの特徴等を踏まえて本ガイドラインに示す以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱します。

4 公演主催者が講じるべき具体的な対策

第1章 ご来場いただくお客様の感染防止

1. 施設管理者との調整

公演主催者は施設管理者と国や各自治体による収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。下記のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。尚、必要に応じて所轄の保健所との連絡体制を整える。

- (1) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、入場口付近及び各所に適切な手指消毒剤を設置し、使用を促す。なお、消毒方法は、厚生労働省ホームページを参照のうえ、当該場所に最適な方法を取るようにする必要がある。(以下、消毒に関する記載において同じ。)
- (2) 非接触型の体温計やサーモグラフィー等の配備を検討する。
- (3) マスクを忘れ、かつ着用に同意いただけたお客様に対して配布や販売可能な適切なマスク(不織布マスクを推奨する)を準備する。
- (4) マスク未着用のお客様には、引き続き会場内において着用を推奨するものとする。(着用・非着用はお客様の判断に委ねる)。
- (5) マスク着用を推奨する場面において、病気や障害によりマスクの着用等が困難なお客様への対応については、国や自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないよう十分に配慮する。
(参考HP)「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html (厚生労働省)
- (6) ブラボー等の声援をされるお客様に対しては、マスク着用を求めるスタッフの配置を検討する。
- (7) 接客や対面での案内を行うスタッフには、お客様と十分な間隔を取るとともに、マスク(不織布マスクを推奨する。以下、スタッフの着用マスクの種類について同じ)を正しく常時着用させ、手指をこまめに消毒させる。
- (8) お客様が並ぶ可能性がある場所に、十分な間隔を確保することを求める案内を掲示する。
- (9) トイレについては、不特定多数が触れる場所は定期的に清掃・消毒するよう努め、ペーパータオルの設置を推奨する。
- (10) 不特定多数の人が触れる箇所の定期的な清掃及び消毒に努める。
- (11) ホール内でお客様が入場するすべてのエリアで適切な換気を実施し、入場時や休憩時は扉等を解放し外気を取り入れる等、換気量(可能な限り 30 m³/時/人以上)を保持できるように努める。必要に応じて扇風機、サーキュレーターを用いることは換気量を増やすために有効であるが、人の呼吸域の高さ(立位で 150cm 程度、座位で 120cm 程度)において横向きの風を出した場合には、飛沫がより遠くまで飛散することがあるので、高さの設定には注意が必要である。
- (12) 体調を崩され自力で帰宅することが難しいお客様を案内する為、換気の良い救護室を確保し、案内者を特定しておく。使用した際は適切な消毒手当を施す。
- (13) 高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い入場者については、必要回数のワク

チン接種を推奨し、慎重な対応を行っていただくよう、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト等により注意喚起を促す。

2. 感染防止対策の周知

お客様に以下を徹底いただくよう予め周知する。

- (1) 感染防止のための公演主催者からの要請事項を守る。
- (2) 会場における「3密」を避ける。
- (3) 会場内では引き続き適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を推奨する。(マスクの着用・非着用はお客様の判断に委ねる。)
- (4) こまめな手指消毒又は手洗いを行う。
- (5) 次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際、チケット代金の払い戻し等の条件については、発売前に告知する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。
 - ①検温の結果、平熱と比べて1度程度以上の高い発熱がある。
 - ②体調不良の症状がある。
 - ③新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者で政府所定の隔離期間にある。
 - ④政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である。
- (6) 交通機関の分散利用等、公演開催地の自治体の方針に従って注意喚起する。

3. チケット販売と発券

チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。又、前項2(5)に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻し等の条件について周知する。

- (1) チケットは事前にご購入いただき、当日にご持参いただくよう推奨する。可能な範囲で、オンラインチケットやキャッシュレス決済をお奨めし、ご利用いただく。
- (2) チケット販売の窓口スタッフに適切なマスクを正しく着用させ、手指をこまめに消毒させる。
- (3) 当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と十分な間隔を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す。
- (4) 不特定多数の人が触れる箇所の定期的な消毒に努めるよう、チケット販売窓口スタッフに周知徹底する。
- (5) チケット販売窓口スタッフに、入退室の前後は手指の消毒、手洗いを丁寧に行うことを周知徹底する。

4. 入場時の対応

入場時における接触を抑制する観点から、時間差入場を導入する等の対策を講じた上で、以下のように行う。

- (1) 会場に入場するお客様が密集することを避けるため、段階的に入場を行う。
- (2) 入場するお客様に、十分な間隔を確保することを求める案内を掲示する。

- (3) 非接触式体温計やサーモグラフィー等を配備し、入場時にお客様の体温測定を行うことを推奨する。平熱と比べて1度程度以上の高い熱が確認された際には入場をお断りすること等を事前に周知する。
- (4) 入場時のチケット半券のもぎりを係員が行う場合は手指をこまめに消毒する。
- (5) 入場時マスクを着用していないお客様には、引き続きマスクを着用するよう推奨し、配布や販売できる適切なマスクを準備する。(マスクの着用・非着用はお客様の判断に委ねる。)
- (6) 入場後は、手洗い又は手指の消毒を行うよう周知する。
- (7) プログラムを係員が手渡しする場合は手指をこまめに消毒する。
- (8) オペラグラス等を貸し出す際には十分な消毒を行う。
- (9) チケットもぎりのスタッフにマスクを正しく常時着用させ、手指をこまめに消毒させる。
- (10) クロークスタッフにマスクを正しく常時着用させ、手指をこまめに消毒させる。

5. 客席

客席は、感染状況を踏まえながら、公演中の接触ができるだけ避ける観点から、当面は以下の対策を講じる。

- (1) 座席の最前列付近は、公演形態や演目内容を踏まえ第2章 5.(3)を参照のうえ適切な対策を取る。
- (2) ブラバー等の声援をされるお客様にはマスクの着用を求める。

6. 開場時、休憩時間における対応

開場時や休憩時間は、接触を控える観点から、十分な休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知し、以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。

- (1) 開場時及び休憩時間
 - ・ ロビーやホワイエでは十分な間隔を確保するように周知する。
 - ・ お客様に対してはマスクの正しい着用を引き続き推奨する。(マスクの着用・非着用はお客様の判断に委ねる。)
 - ・ 不特定多数の人が触れる場所に触れた場合には手洗い又は手指消毒をするよう周知する。
 - ・ ホワイエやロビー等の飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では飲食をしないよう周知する。
 - ・ トイレでは、十分な間隔を空けて整列するよう周知する。
- (2) 飲食を提供する場

飲食を提供する場合は、接触を控える観点から以下のように対策を徹底する。

- ・ 飲食を提供する場が混雑しないよう入場制限を行うことを周知する。
- ・ 飲食を提供する場合は、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔となるよう座席を配置する。
- ・ 飲食時に会話をする場合はマスクを正しく着用するよう推奨する。
- ・ 現金の取り扱いができるだけ避けるため、キャッシュレス決済を推奨する。

- ・ 休憩時間にロビーやホワイエでは飲食を共有しないよう周知する。
- ・ 酒類を提供する場合は都道府県の制限に応じて行う。

7. 公演終了後の対応

全公演が終了した後の対応については、接触を抑制する観点から、時間差退場を導入する等、可能な限り以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。

(1) 退場時について

- ・ 公演終了後の退場に際して、会場の扉を全て解放する等、複数の退場路を設定し十分な間隔が確保出来るよう周知する。
- ・ お客様の密集を防ぐため、アンコール曲は会場内に掲示せずウェブサイトで周知する。

(2) 物品販売

物品販売を行う場合は、接触を控える観点から以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。

- ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場が混雑しないよう入場制限を行うことを周知する。
- ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、十分な間隔をあけて整列するよう周知する。
- ・ 現金の取り扱いができるだけ減らすために、オンライン販売、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ スタッフがマスクを着用することを周知する。
- ・ ユニフォーム、衣服はこまめに洗濯することをスタッフに周知する。

(3) サイン会等

- ・ サイン会を実施する場合は手指消毒、正しいマスクの着用等感染対策に十分留意する。

8. 当日、体調不良者がいたときの対応

公演中に体調を崩されたお客様がいた場合は、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- (1) 自力で帰宅できる状態であれば、すみやかにお帰りいただく。
- (2) 自力で帰宅できない容態であれば速やかに救護室へ案内し、救急車を手配する。
- (3) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ体調不良者との接触を避けて対応する。

第2章 出演者・スタッフの感染防止

1. 基本的な感染予防対策

日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを周知する。なお、事務所等の執務環境における感染防止策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会 https://www.zenkoubun.jp/covid_19/）を参照のこと。

- (1) 適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を周知する。
- (2) 小さな節目ごとに、手指消毒又は手洗いを丁寧に行う。
- (3) ステージ衣装やスタッフ衣装等はこまめに洗濯する。
- (4) 次のいずれかの症状又は事象がある出演者及びスタッフは自宅待機とし、医師に相談しその判断を仰ぐ等、その地域の状況に応じた対応を取る。
 - ・ 体調不良の症状がある。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である。
 - ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である。
- (5) 出演者・スタッフが職場・稽古場・公演会場等にて体調不良等を訴えた場合に備え、業態・雇用形態上、抗原検査キットの導入が可能な事業所においては、抗原検査キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、健康フォローアップセンター等に連絡し、自宅待機等、その地域の状況に応じた対応を取る。その際、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者以外であって、症状が軽い又は無症状の方については、自らが検査した結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であることに留意する。
なお、抗原検査キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」（以下）を参照のこと。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- (6) 海外からの出演者の招聘は、当該国による日本への渡航制限および日本政府による当該国に関する水際措置に従う。

2. 練習・稽古における感染予防対策

公演主催者は、練習・稽古の段階から感染対策を徹底して行う必要があることを周知し、以下のことを徹底する。

- (1) 同時に多くの人が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避ける。
- (2) 練習場・稽古場等は、原則として常時換気を行う。
- (3) 声楽・合唱の練習中は、公演での対応に準じて適切な対人距離を確保する。
- (4) こまめな手洗い、手指の消毒をする。
- (5) 不特定多数が触れやすい場所の定期的な清掃・消毒に努める。

3. 関係者との連携体制の構築

感染リスクをできるだけ避けるため、スタッフの人数は必要最小限に留め、関係者との連携体制を構築する。

- (1) 公演に関わる関係者を事前に把握し緊急連絡先を確認する。
- (2) 公演主催者は施設管理者と綿密に連携を図る。
- (3) 少なくとも次のような関係者とは、事前に感染予防について対策を確認・調整・共有をする。

- ・ 施設管理者
 - ① 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演や来場者の範囲が全国に及ぶ公演については、リスクが異なることに注意し各都道府県の対応に基づき開催の可否を概ね一ヶ月前までに検討。
 - ② ホール内でお客様が通常入るすべてのエリアで常時換気の実施（トイレや控室・楽屋も含めて）
 - ③ 当日体調を崩し自力帰宅が困難な出演者・スタッフを案内する別室の確保
 - ④ 緊急時の対応 など
- ・ 会場内の飲食店
 - ① 当日の出席人数
 - ② 感染リスクを避けるための対策 など
- ・ 会場内の清掃担当者
 - ① 公演日以外および公演当日の清掃・消毒内容
 - ② 消毒液の設置場所
 - ③ ごみ回収スタッフの感染予防対策（マスクや手袋の正しい着用、回収後の手洗い・手指消毒） など

4. 当日の会場入りの際の対策

公演当日及びリハーサル当日、会場入りする際は、出演者・スタッフは次のようなことを徹底する。

- (1) 公演当日及びリハーサル当日体調不良がある場合は自宅待機とし、必要あれば医師のアドバイスを求める。
- (2) 適切なマスクの正しい着用を周知し、会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、施設内では原則としてマスクの着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。
- (3) 会場入りしたらまず手洗い、手指の消毒をする。
- (4) 控室、楽屋では、十分な間隔を保つ。

5. 演目・プログラムの対策

演目・プログラムの選定は、公演内容での感染リスクを避ける観点から、次の点について配慮する。

- (1) 会場のある自治体の感染状況や各自治体の発している方針を踏まえながら、公演主催者は感染防止対策や感染リスク許容がどの程度できるかを踏まえて演目・プログラムを検討するよう努める。
- (2) 舞台上のスペースに対して出演者間の十分な距離が取れる演目・プログラムを可能な限り検討する。
- (3) 公演形態における感染予防対策は以下の項目を検討する。

以下、奏者・歌手間の距離（客席との距離は含まない）に関して、感染予防の観点から好

ましい距離を提案しているが、芸術表現上の観点から感染リスクを受容しこれらの提案よりも縮めることは各団体の判断である。

A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む)

- ① ソロやデュオ～室内楽では、すべての演奏者は十分な間隔を保持するよう努める。
- ② 舞台前方で客席に向かいトランペット・トロンボーンを吹奏する場合は、演奏位置から客席最前列まで水平距離で2m程度（最低でも1m）の距離を置くよう努める。
- ③ 大規模編成の吹奏楽、オーケストラ等の場合は以下の点に留意する。
 - ・舞台上の換気の確保についてはより一層留意する。
 - ・トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1m確保するよう努める。

B 声楽、合唱、オペラ

- ① 歌手のアクティングエリアから客席最前列まで水平距離で2m程度（最低でも1m）の距離を置くよう努める。
- ② 合唱が出演する公演では、歌手の間が最低でも1mの市松模様状となるよう努める。
- ③ オペラ等の大規模公演については、上記の対策に加え、演出上の工夫をする等、複数の手法を組み合わせて総合的な感染対策を講ずる。
- ④ 声楽及び合唱に伴う飛沫の飛散は、舞台上の換気の状況や湿度・温度等によりリスクが高まる可能性があることを十分に認識し、適切な換気^{※1}を行うとともに、医療の専門家の助言を受けて、総合的な対策を講ずるよう努める。

※1 二酸化炭素濃度1,000ppm以下を維持することが見込まれ、二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準の維持が確認できること（機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、当該換気量が実際に確保されている場合はこの限りではない。）。

6. リハーサル、公演時の舞台上での対策

舞台上では接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- (1) リハーサル中は、演奏者・スタッフは会話をする場合には適切なマスクを正しく着用する。会話する際はマスクを着用していなければ十分な距離を確保する。
- (2) 搬入、セッティング、搬出に際して、十分な時間を設定するなどし、十分な感染対策を講じる。
- (3) 舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は第2章5.(3)を参照のうえ適切な距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。
- (4) 管楽器の結露水は床に直接落とさず布、紙などに吸収させ演奏者自らが適切に消毒しビニール袋に入れ密閉して持ち帰る。

7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策

舞台裏、控室・楽屋等の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行うと共に原則として常時換気を行い、扉や窓等を解放し外気を取り入れる等、実効的な換気量（可能な限り 30 m³/時/人以上）を保持できるように努める。必要に応じて扇風機、サーキュレーターを用いることは換気量を増やすために有効であるが、人の呼吸域の高さ（立位で 150cm 程度、座位で 120cm 程度）において横向きの風を出した場合には、飛沫がより遠くまで飛散があるので、高さの設定には注意が必要である。また、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- (1) 同時に多くの人が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避ける。
- (2) 消毒液などを設置する。
- (3) 舞台裏、控室・楽屋では、適切なマスクの正しい常時着用を周知する。
- (4) 食事の前、トイレの後、結露水や唾液・飛沫が付着していると考えられる部位に触れた後は、手洗い、手指の消毒をする。
- (5) 控室や楽屋で飲食をとる際は、十分な距離を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討する。
- (6) トイレでは、十分な間隔を空けて整列するよう周知する。

8. 当日、出演者やスタッフで体調不良者が出了たときの対応

公演中又はリハーサル中に感染が疑われる人が出た場合、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- (1) 自力で帰宅できる状態であれば、すみやかに帰宅させる。
- (2) 自力で帰宅できない容態であれば体調不良者に適切なマスクを正しく着用させ、速やかに別室へ案内し、救急車を手配する。呼吸困難の場合にはマスク着用をしない。
- (3) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ対応する他、求めに応じて保健所からの聞き取り等に協力する。

9. 公演終了後の対応

公演終了後は、次のように行う。

- (1) 舞台裏、控室や楽屋には長居せず、速やかに着替え等を済ませて、換気のよい場所へ移動するよう心掛ける。
- (2) 公演後の関係者等による会食等は、公演開催地の都道府県の制限に沿い、基本的な感染対策の徹底や飲食店等の利用時の対策に十分注意するよう促す。

以上